九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

昭和初期の東京とその周辺地域における中国人労働者の排除と集住地区の衰退

阿部, 康久
名古屋大学大学院生

https://hdl.handle.net/2324/14225

出版情報：地理学評論. 73 (9), pp.694-714, 2000-09-01. The Association of Japanese Geographers
バージョン：
権利関係：

地理学評論 73A-9 694-714 2000

昭和初期の東京とその周辺地域における中国人労働者の排除と集住地区の衰退

阿部康久（名古屋大学大学院生）

昭和初期の東京とその周辺地域を対象として，中国人労働者の集住地区が衰退していった過程を，政府や地方自治体の外国人政策の変化や，都市労働市場の状況との関係から検討した．1920年代前半に日本へ来住した中国人労働者の就業構造は，昭和恐慌の発生によって一変した．1930年には中国人建設・運搬労働者の半数近くが失業するほどになり，彼らに対する排斥運動も深刻化しつつあった．そのため，この年には，失業者を中心に帰国希望者が相次ぎ，日本政府の斡旋により中国人労働者の大量帰国が実施された．1920年代後半期には，政府による中国人に対する強制送還も厳格化された．まず，1926年末頃から，窃盗などの検挙者を中心に送還者数が増大した．1929年頃からは主な送還対象者が不正入国者や無許可労働者に拡大され，1930年には送還者数が最大になった．これらの政府の諸政策によって，隅田川・荒川沿いの地域などに居住していた中国人労働者は帰国を余儀なくされ，彼らの集住地区は衰退していった．

キーワード：中国人労働者，昭和恐慌，強制送還，外交史料館，東京

I はじめに

1．研究の目的

日本におけるエスニック集団の都市地理学的研究では，都市形成史的視点から外国人の集住地区の変遷について，検討した研究はあまり行われてこなかった．1970年代から1980年代前半にかけて，日本の都市を対象として盛んに行われてきた因子生態研究でも，欧米諸都市の事例（たとえば，ノックス 1993：219-226）とは異なり，エスニシティは主要な因子としては抽出されてこなかった（上野 1982：716）．その後，1980年代以降，ニューカマー外国人が急増するのに伴い，オールドカマーも含めたエスニック集団への関心が高まり，都市地理学の分野でも多くの実証研究が蓄積されるようになった（たとえば，Avila-Tapies 1995；曺 1995；成田 1995）．

しかしながら，日本の都市においてエスニック集団の集住地区を扱う際，因子生態研究やインナーシティ研究などといった，従来の都市居住地域構造に関する研究と比較し，それらとの整合性を検討する必要がある[1]．そのために筆者は，対象時期を近代都市の形成期にまで遡り，日本の都市において，エスニック集団の集住地区が，大きな位置を占めることが少なかった要因を明らかにしていくべきであると考える．

そこで本稿では，第二次世界大戦以前の在日中国人を事例として取り上げる．在日中国人の特色としては次のような点が挙げられる．日本人との経済的な競争が少ない業種を中心とする自営業に特化した，中間層的地位にある外国人集団である点（内田 1949：311-312；斯波 1983：45），在日朝鮮人のような植民地からの移民とは異なり，国籍上「完全」な外国人であり，政府による徹底した出入国管理を受けたという点，横浜や神戸，長崎といった幕末以来の商人集団的な中国人の集住地区を除けば[2]，その存在が日本の都市構造に大きなインパクトを与えることは少なかった点，である（阿部 1999：25）．これは，ニューカマー外国人が急増する1980年代まで長い間続いてきた傾向であった．第二次世界大戦後においても，彼らの職業構成は，中華料理業などの中小・零細な自営業に限られており（山下 1979；茅原・森栗 1989；許 1989；阿部 1997），都市自営業者層の中に逼塞するかたちで就業していたといえる．

このことは，とくに第二次世界大戦以前における，朝鮮人労働者の存在とは対照的である．なぜなら，朝鮮人労働者は，第一次世界大戦期には軍需景気による労働力不足の補充要員として，1920年代には都市化や工場の電化などの促進を担う労働力として，1930年代には重化学工業化の一端を担う労働力として，第二次世界大戦期には基幹産業である石炭産業のための労働力として，日本経済の発展・展開の中に深く組み込まれてきた（西成田 1997：108-109, 348）からである．

第二次世界大戦前における在日中国人に関する研究の中で，都市形成史的見地から注目されるものとして，許（1990a, b）や山脇（1994）が挙げられる．これらの研究は，1890年代後半と1920年代前半における外国人労働者に対する出入国管理政策の確立の過程を明らかにしたという点で重要な意義を持つ．

両者は近代日本の労働市場と中国人労働者の関係について，次のような見解を示している．すなわち，許（1990b）は日本では地方出身者の余剰労働力が多く存在していたため，都市労働市場には中国人労働者を受け入れる余裕がなかったとしている．これに対して，山脇（1994）は，在日中国人が非熟練労働者として大規模に定着しなかった主要な要因は，政府による厳格な出入国管理政策と，対照的に比較的管理を受けにくかった朝鮮人労働者の流入によるものであるとする．また，富山（1990）による関西地方における沖縄出身者の研究でも，1920年代の大阪労働市場の展開が，この時期の沖縄出身者の流入の大きな要因であったことを議論している．筆者（阿部 1999）も，1920年代前半期の東京を対象として，中国人労働者の居住パターンを，彼らの就業構造や政府の就業規制との関係から検討したことがある．そして，1920年代前半期の中国人労働者の就業構造と居住パターンが，当時の労働市場の変化と大きく関わっていたことなどを指摘した．

筆者は，これらの議論を踏まえて，日本の都市において，中国人労働者集住地区の形成が進まなかった背景に，①政府による出入国管理政策と強制送還処分の厳格化，②不況，とりわけ昭和恐慌による労働力需要の縮小，③日本人労働者による中国人労働者への差別と排斥運動の高まり，という三つの要因が存在すると考える．そして，これらの3要因が，どのような関係性の上で相互作用を及ぼし，中国人労働者集住地区の衰退へと結びついていったのかという点については，従来の研究からは明らかになっておらず，重要な研究課題であると考える．

次に本稿が研究対象時期として昭和初期を取り上げた意義について述べる．従来の研究では，史料の豊富さもあって，1920年代前半期が対象時期として比較的多く取り上げられてきた．筆者自身の前稿（阿部 1999）においても，対象時期は1926年までに限定していた．この1920年代前半期は，中国人労働者を含む低賃金労働力に対する雇用機会が比較的多く存在し，中国人労働者の入国が急増した時期であるとされている．

これに対し，1927年以降の東京府では，1927年に起こった金融恐慌と，1929年後半から始まった昭和恐慌の影響によって未曾有の恐慌が引き起こされており，それによってとくにブルーカラー労働者層に対する雇用不安の問題が顕在化した．そして，中国人労働者を受け入れていた底辺労働市場が縮小するとともに彼らの労働市場からの排除が進んだのも，彼らに対する強制送還政策が確立されたのも，この時期であった．そのため，中国人労働者集住地区の衰退過程を検討するには，当該時期を対象とした研究が必要になってくる．

しかしながら，管見の限り在日中国人研究において，昭和初期（1926〜1930年代前半期）を扱った研究は皆無に近い．高橋・市川（1988：32）や山脇（1994：171-172）の中で，この時期，料理業経営者・従業者などに対する政府の取締りが厳格になったということが，わずかに触れられているのみである．

そこで本稿では，昭和初期の東京とその周辺地域を対象として，外国人管理政策の変化からみた中国人労働者の帰還状況，都市労働市場の変化，日本人労働者による中国人労働者の排斥運動を検討することによって，中国人労働者の都市労働市場からの排除と彼らの集住地区の衰退過程を明らかにしていく．

2．研究のデータ・方法

本研究の史料として用いたのは，外務省外交史料館所蔵の個人データである．外務省所蔵の公文書類の中で，恐慌期の中国人を対象としているものとしては，『本邦在留外国人送還関係雑纂中国人之部，7巻（整理番号K門3類4項2-1-1号）』，および「労働者関係」と記された別巻がある（以下『外国人送還』と略記）．この文書には，中国人労働者で種々の事情で本国への帰国をさせられた者一人ひとりに関する，詳細な報告書が収録されている．これらの報告書には，処分対象者の職業，年齢，居住地，処分理由などが記されており，中国人に対する就業・居住規制の運用状況の推移を知ることができる絶好の史料である．強制送還処分を受けた中国人数が急増した1929年以降，報告内容がいくぶん簡略化される傾向がみられるものの，この史料は，時期的には1927年から1934年までを収録しており，その空間的な範囲は，植民地を含む当時の帝国全土に及んでいる．本研究では，近郊地域まで含めた東京の状況を把握するために，東京府とそれに隣接する神奈川，千葉，埼玉の南関東4府県のデータを使用する．

また，上記の史料を補足するものとして，治安維持法施行後における外国人に関する政府の内部文書や統計類を収録した，荻野（1992a, b）を用いる．さらに，強制送還の内容に，1927年以前と比べて，どのような差異がみられたかという点を検討するために，阿部（1999）で用いた『外国人関係警察取締及処分雑件支那国人ノ部，全4巻（整理番号4門2類2項68-1号）』，『支那労働者入国取締関係一件，全4巻（整理番号3門9類4項21号）』などの史料も利用する．

外務省所蔵の史料を用いるにあたり，問題となる点は，この時期に送還処分を受けた中国人全員の事例が記されていないことである．史料の中には，紛失・消失したものや，未整理・未公開のものも存在すると考えられる．とくに1928年上半期・1932年・1934年については，欠落が著しく，その捕捉率に問題が残る．そのため，これらの個人データと，送還処分を受けた中国人の総数を記した集計データとを照合し，その捕捉率を検討する必要がある．

筆者が知る限り，このような集計データは1925～1927年10月についてのみ存在する．このうち，1927年1～10月までの間に警視庁管下の東京府から強制送還処分を受けた中国人は70名であったが，筆者が入手した個人データでは，そのうち64名が含まれており，9割以上の捕捉率であった．他の年次については，強制送還者の総数を示した集計データがないため比較できないが，上述の3年間を除けば，おおむね1927年のものに近い捕捉率であると推測される．また，本史料に記載されている南関東4府県における送還者数は，1927～1931年と1933年の6年間で813人，東京府だけでも710人に上っており，数量的にも問題は少ないと考える[3]．

当該史料のような日本政府側が作成した史料を使用するにあたっては，史料が政治的な意図やバイアスを持つ可能性についても，吟味が必要となる．

たとえば，強制送還を受けた中国人の中には，各種犯罪行為によって検挙された者も含まれているが，その中には被疑者にすぎず，犯罪の事実が確定していない者も多く含まれていた．たとえば，比較的記録が詳細な1927年の事例をみると，この年に万引き・窃盗によって強制送還処分を受けた22人のうち，7人が被疑者にすぎなかったことが確認できる．

また，当時の中国側の新聞記事によると，「（強制送還の）口実も以前は犯罪のみであったが今では非

常に厳重となりて甚しいのは将棋を賭博と見なしたり名前の誤謬や上陸日を忘れた為に不正入国とされたのさえある」(『外国人送還』所収の 1930 年 9 月 30 日付「外秘収第 9151 号」) と報じられており，取締りの厳格化に伴って，かなりの数の冤罪が発生していた可能性は否定できない．

しかしながら，このような政治性や「バイアス」に十分注意すれば，当該史料は中国人労働者の帰還状況を知り得る重要な史料であると考える．

II　在日中国人人口の推移と入国の経緯

第一次世界大戦後の 1920 年代，日本経済は不況の時期を経験しながらも，全体としてみると経済成長を続けていた．工業の分野では，それまでの繊維工業をはじめとする軽工業中心の構成から脱却して，鉄鋼・化学・機械工業などの重化学工業化が進むとともに，鉄道・道路・港湾・発電所・教育施設・軍事施設などのインフラストラクチャーの整備が進んだ（中村・尾高 1989: 26-37)．このような重化学工業化と公共投資の進行は，低賃金の外国人労働力に対する需要を生じさせた．

この時期，日本企業は急速に対中国投資を増大させており，とくに紡績企業は，1921 年から 1922 年にかけて上海や青島に大挙進出していった（小島・丸山 1986: 84, 98)．たとえば，1932 年における上海の紡績工場 61 社のうち，日本資本の工場は 31 社，中国資本の工場は 28 社であり，日本資本の紡錘数が約 149 万錘，雇用者数は 51, 103 人であったのに対して，中国資本の紡錘数は約 115 万錘，雇用者数は 65, 146 人であった（関 1997: 60)．こうした日本資本の進出が，出稼ぎ先としての日本への関心を中国人の間に高めたことは，十分考えられる（山脇 1994: 117)．

これらの背景から，第二次世界大戦前の東京府（図 1）における在日中国人人口は，関東大震災による減少を除けば，1920 年代にはおおむね増加する傾向をみせるが，満州事変の影響もあり，1930 年をピークに大きく減少する（図 2)．逆にいえば，1930 年までは，不況下にもかかわらず，年次により増減はあるものの，概して中国人人口は増加していたという点が指摘できる．

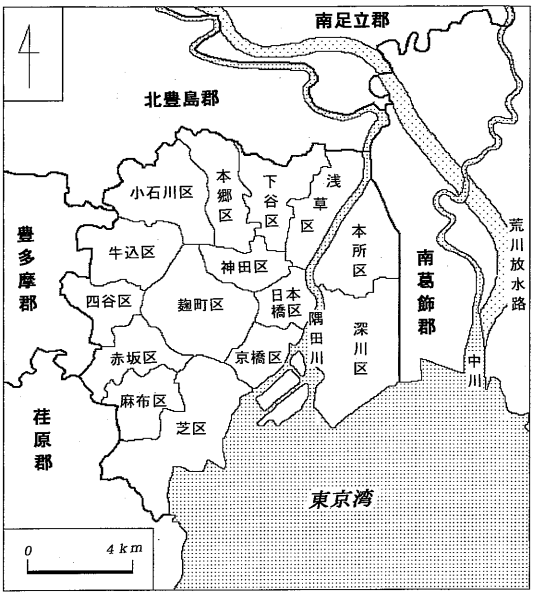

図 1　研究対象地域
Fig. 1　The study area

しかしながら，1917 年に 918 人と，同年の在日中国人を下回っていた東京府の在日朝鮮人人口が，1925 年に 10, 818 人，1930 年に 33, 742 人，1935 年に 53, 566 人と急激な増加を示しているのに比べると，中国人人口の増加の幅は小さい．この理由は，許（1990b）や山脇（1994）の研究が指摘してきたように，1920 年代において中国人労働者に対する出入国管理政策が厳格化されてきたことによるものであると考えられる．

日本政府は朝鮮人労働者の内地渡航に対しても，種々の制限を加えていたが，目的通りの成果を上げることはできなかった．1919 年 4 月，日本政府は朝鮮人労働者に対して，同年の三・一独立運動への対応として，治安維持の名目から「旅行証明」制度を施行した．その後，管理制度は幾度かの改廃を経

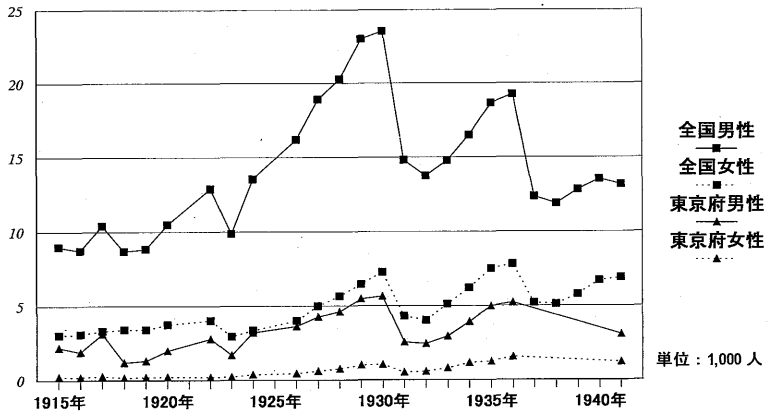

図2　在日中国人人口の推移
台湾人は含まない．1937年以後は満州国人を含む．
（『内務省統計書』により作成）．
Fig. 2　Population of Chinese in Japan

るが，結果的には1925年10月から，「内地」渡航管理制度が実施されている．この渡航管理制度は，当時の史料用語でいえば「漫然渡航」を阻止することが目的であったが，その「漫然渡航」すら十分に規制できなかったとされている（西成田1997：170-171）．このことは，中国人労働者に対する，入国管理政策の厳格さとは対照的である．

ただし，このような厳格な入国管理にもかかわらず，外務省史料で強制送還対象者の入国時期をみる限り，この時期にも，かなり多数の中国人労働者が流入していたことを確認することができる．そのため，在日中国人人口の増加には，労働者層の入国が大きく寄与していることが考えられる．

中国人労働者の入国経路をみると，上海から直接，内地に上陸した事例が多かった．しかし，密入国者の場合，朝鮮や台湾など，内地に比べると入国取締が緩やかな植民地を経由してくる事例も多くみられた．たとえば，1929年4月に密航によって入国した石炭荷揚労働者の場合，当初は上海から渡来を試みたものの，入国困難のため，知人の運営する密航組織の一行（48名）に加わり，大連経由で朝鮮に入っている．そして，一行のうち半数は，旅費の欠乏のため来日を断念し朝鮮で旅費を蓄えるために就業することとし，25名が釜山から密入国したとされている（『外国人送還』所収の1929年4月25日付「外秘第1302号」）[4]．

このようにして，1920年代を通して，多くの中国人労働者が日本に入国していたが，日本人の彼らに対する偏見と差別や彼らと日本人労働者との労働市場における競合は，結果として，中国人労働者と日本人労働者との対立を引き起こし，日本人労働者による中国人労働者の排斥運動が生じた．

また，地域社会においても，衛生上・風俗・治安上の問題が起きたとされていた．たとえば，『外国人送還（労働者関係）』所収の1930年6月6日付「外秘第1821号」には，中国人「自由労働者」について「教育程度低く同僚を糾合して常に賭博に耽り」，「自治的観念に乏しく彼等同国人間に闘争紛擾事件を惹起する等本邦の公安風俗を乱すこと外国人中最も其多きを占む」，「生活程度低く衛生概念に乏しく其の○住居は所謂豚小屋同然のものありて邦人に嫌悪せられること甚しきものあり（○は解読不能）」とあり，中国人労働者への偏見に根ざした差別的な見解が流布していた．

表1　東京府における日本人建設・運搬労働者の就業状況
Table 1　Occupation of Japanese workers employed in the construction and labor sectors in Tokyo Prefecture

単位：人

年　月	雇い主一定の者	雇い主不定の者			合　計
		就業人口	失業人口	小　計	
1929年7月	14,938	4,086	1,984	6,070	21,008
1929年9月	16,970	3,190	780	3,970	20,940
1929年10月	17,096	6,038	1,481	7,559	24,655
1929年11月	17,039	6,540	1,710	8,250	25,289
1929年12月	16,366	5,403	1,725	7,128	23,494
1930年1月	18,528	8,563	2,147	10,683	29,211
1930年2月	16,878	8,814	1,651	10,465	27,343
1930年3月	16,775	8,899	2,461	11,360	28,135
1930年4月	12,929	6,653	3,086	9,739	22,668

調査は毎月15日現在.
(『外国人送還』所収の警視庁労働係調査「邦人自由労働者就業状況調」により作成).

これらの点は，昭和恐慌の影響で都市労働市場が縮小し，中国人・日本人労働者双方の失業問題が深刻化した1929年以降，政府部内で，さらに問題にされるようになった.

III　昭和初期における都市労働市場と中国人労働者の就業構造

1．昭和初期における東京の都市労働市場

はじめに，この時期の東京の都市労働市場の状況を知る手掛りとして，大正期から昭和初期にかけての日本人の賃金水準の動向をみる．第一次世界大戦前の1913年に比べると，1921年には工業労働者の実質賃金は男子で2.0倍，女子で1.9倍に上昇し，それ以降は，1920年代を通じて，概して男子は漸増，女子は横這いという状況になっている（中村・尾高1989：290-293)．しかしながら，1929年に昭和恐慌が発生すると，企業は経営合理化と人員整理を行ったため，失業の問題が深刻化し，内務省調査による失業者数は，1929年の29.4万人から1931年には41.3万人，1932年には48.9万人に増加した(中村・尾高1989：301-305).

失業の増大は，労働市場の底辺部において，とりわけ深刻な影響をもたらした．1929年以降の東京市（1932年に編入される新市域を含む）では，「日雇人夫」層が激減し，代わって無業者（「失業」を含む）と雑業型の職種に従事する者が増加した．この傾向は，大正末期にはその萌芽がみられてはいたが，日雇的職種の割合が決定的に後退したのは，昭和恐慌期においてであった．大正中期には3割，大正末期にも2割を超えていた日雇的職種は，この時期になると1割を下回った．その影響で，東京市の「要保護世帯」世帯主において無業者は1931年には22.2%（このうち「失業」は15.1%）となり，東京市全体の失業率に比べて，1年早くピークに達している（中川1985：296-303)．1929年から1930年にかけての日本人建設・運搬労働者（日雇的労働者層を指す）の就業状況をみても（表1)，1930年3月から4月にかけて就業者総数が減少しているにもかかわらず失業者数が急増しており，日雇的雇用が激減した影響を顕著に受けていることがわかる．この無業者の割合は，1933年には8.3%に低下しているが，これは都市下層民が「露天商」，「紙芝居」，「駄菓子屋」などの雑業型の職種に転業していったためである（中川1985：303-311).

また，中国人労働者と同じく，低賃金労働力としてみなされてきた朝鮮人労働者の場合も，昭和恐慌の影響による職業構成の変動は顕著なものであった．1929年と1935年の在日朝鮮人の職業構成を比較すると，東京府では土木建築業（日雇労働）従事者は，構成比で70.8%から29.2%に激減し，その代わり，露天商や行商人を中心とした商業と化学工業を中心とした工業（職工）従事者が増加している（西成田1997：121-124）．

2．中国人労働者の就業構造の変化

昭和恐慌による経済情勢の変化が，中国人労働者の就業構造に顕著な影響を与えるようになったり，失業が理由で強制送還を受ける中国人が出始めたのは1929年頃からであった[5]．

まず，中国人建設・運搬労働者の賃金水準の変化をみると，1923年の時点では，日給は下限で1.2円，上限では3.0円に達しており，平均すると2.0円前後の場合が多かった（阿部1999：32）．これに対して，1930年6月の時点での調査（前掲「外秘第1821号」）を集計したところ，主に建設・運搬職を中心とした中国人労働者459人の賃金水準（日給）は，下限で1.3円，上限でも2.0円止まりであり，平均すると1.7円程度に低下していることが明らかになった．

ただし，昭和恐慌期における消費者物価指数の低落を考慮すると，中国人労働者にとって，賃金水準の低下以上に深刻な問題は，恐慌の影響による就業日数の減少，さらには失業の問題であったと考えられる．たとえば，1929年1月から南葛飾郡砂町所在の日本人経営製板工場に日給1.8円で雇用されていた中国人3人の場合，製品の受注が一段落して賃金が低下したため，同工場の日本人労働者10人とともに，月給制の採用を求めてストライキを始めている（『外国人送還』所収の1929年4月1日付「外秘第1018号」）[6]．

また，1929年には失業が理由で無許可労働に転業し，強制送還を受ける中国人もみられ始めた．たとえば，1924年7月に入国し，小間物行商に従事していた中国人の場合，商売の資金を失ったため，中国人経営料理店に無許可で従業するが，不景気のため解雇され，送還処分を受けているし（『外国人送還』所収の1929年7月8日付「外秘第2073号」），1926年8月に入国した中国人の場合，中国人行商人に家事使用人として雇用されるが不景気のため解雇され，無許可で料理職に従事したため，送還処分を受けている（『外国人送還』所収の1929年7月8日付「外秘第2076号」）．

1930年に入ると，中国人労働者の失業問題はさらに深刻なものとなる．1930年4月末日時点での東京府における，中国人建設・運搬労働者の労働人口は1,341人に上っていたが，この昭和恐慌の影響で同年5月2日の調査によれば，失業者数636人，失業者以外でも不況のため帰国を希望する者が58人いた（前掲「外秘第1821号」）．東京の都市下層民全般でみられた日雇的職種の激減と失業者の増大という傾向は，中国人労働者の場合もあてはまっていた．

さらに，中国人建設・運搬労働者の失業率を，前述の日本人建設・運搬労働者のそれと比較すると，日本人建設・運搬労働者の失業率が15%に満たないのに対して（表1），半月程度のずれはあるものの中国人の失業率は50%近く，非常に高い水準に達している．また，この時期の中国人労働者の職業構成をみると，1926年以前にはそれほど多くはみられなかった，皮革製造業や動物質原料取扱業といった職業に従事している者を多く確認することができる[7]．

それに加えて，この時期には，主に路上で曲芸や手品を行い，「交通の妨げになる」，「年少者を用いた芸は風紀を乱す」，「将来救護を受ける恐れがある」という理由で強制送還を受けた者もいた（『外

国人送還』所収の1931年3月19日付「兵外発秘第625号」，1931年6月5日付「外秘収第3820号」など）．これらの職種に従事する中国人がみられた要因として，この時期，職を持つ子供の数が減少していたため，曲芸師や手品師といった，子供たちに娯楽を提供する職種にニーズがあったことが挙げられる（中川1985：306-307）．

全体的にみれば，中国人労働者は雇用機会の減少によって，就業面において日本人労働者以上の影響を受けていたと考えられる．少なくとも，当時の史料に記述されている「賃金低廉なる支那人労働者に圧倒せられ」（前掲「外秘第1821号」）というような状況ではなかったといえる．それにもかかわらず，日本人労働者によって，中国人労働者が彼らに与える脅威が，実態以上に強調される傾向がみられ，中国人労働者に対する敵対心が助長されていたといえる．

3．日本人労働者による中国人労働者排斥運動

中国人労働者が日本の都市労働市場から排除されていった背景として，前稿で検討した，政府による就業規制（阿部1999：40-44）のほかに，日本人労働者による排斥運動の影響が考えられる．中国人労働者に対する排斥運動は，1920年代初頭，中国人労働者の日本への大規模な流入が始まった時期に頻繁に行われ，日中両国の労働者間での騒擾事件や，関東大震災の折には在郷軍人と日本人日雇労働者層による中国人の大量虐殺事件が起こった（仁木1993）．これらの排斥運動は，昭和恐慌による失業が深刻化した1930年には再びみられるようになった．

たとえば，1930年5月11日には，日本人の港湾労働者約100人が深川区元加賀町の小公園に集まり，「近時財界不況の結果就職難に陥り殊に賃銀低廉なる支那人労働者に圧倒せられ其影響少からざる」（前掲「外秘第1821号」）ため，その緩和策として中国人労働者の使用を減少させるよう協議し，各倉庫会社との交渉を日本大衆党の浅沼稲次郎に依頼した．これを受け浅沼は，労働者たちに東京協働会を設立させ，彼らの代表を引き連れて各倉庫会社や人夫請負業者との交渉を行った．そして「日本人労働者が真面目に就労せば之を使用する」（前掲「外秘第1821号」）という約束を取り付けている．

また，同年5月27日には東京協働会員20～30人が深川区小松町の峯岸倉庫会社に行き，中国人労働者の雇用の有無を質問した上，居合わせた中国人労働者1人を発見して殴打暴行を加えている．（前掲「外秘第1821号」）．

この時期，雇用不安から労働争議が頻発し，争議件数は，全国で1928年の1,021件から，1931年には戦前最高の2,456件に達し，関東地方でも1929年から1931年にかけて，東京市電・横浜ドック・鐘紡・東洋モスリン争議などの歴史的な大争議が激発していた（中村1982：245）．当時の警視総監から外務大臣に宛てた書簡にも「今後邦人自由労働者の増加するに鑑み益々支那人労働者に対する排斥運動は具体化するならん」（前掲「外秘第1821号」）とあり，中国人労働者が，雇用不安による日本人労働者の排斥運動の対象となる可能性が危惧されている．

しかしながら，中国人労働者の大量帰国が行われた1930年後半以降は，筆者が外務省所蔵の史料などで調べた限りでは，日本人労働者による中国人労働者の排斥運動が顕在化した事例は，確認することはできなかった．

IV　政府による中国人強制送還政策の厳格化

1．中国人に対する政府の取締政策の変化

中国人に対する就業規制の根拠となった法令は，1899年に制定された勅令352号であった[8]．しかし，外務省の見解では，この勅令352号は外国人が労働に従事することを禁止したものではなく，許否権が地方官庁の裁量にあるとしたにすぎないこと，また，

表2　南関東4府県と全国における中国人検挙者数と送還者数の推移

Table 2　Number of arrested Chinese and repatriates in the South Kanto region and Japan as a whole

単位：人

	1925年		1926年		1927年	
	検挙者数	送還者数	検挙者数	送還者数	検挙者数	送還者数
東京府	213	12	215	32	174	70
神奈川県	98	6	43	3	73	7
千葉県	4	0	4	0	0	0
埼玉県	0	0	0	0	0	0
全国合計	952	93	1,058	235	1,014	338

1927年は10月末現在.

（荻野（1992a）所収の「外事警察事務要覧　昭和二年度」により作成）.

その許否基準が不明確であること，さらには，いったん入国した中国人に国外退去を命ずることは，特別な場合を除き，まったく根拠に欠けるものであった（山脇 1994: 128-129）．そのため外務省の要請を受けた内務省は，1922年4月には，各道府県に対して「既に入国したるものに対しては，……事実斟酌の上，漸次退去せしむる」（山脇 1994: 125）ようにすべきとの通知を出し，無許可労働者に対して，帰国までの就業の猶予期間を与え，早急に日本からの退去を迫ることは控えるようにという指示を出している．

1926年の時点でも，この取締方針は，形式上は変化していなかった．荻野（1992a: 254）に所収の「外事警察事務要覧大正15年・昭和元年度」によると，「在留支那労働者中無許可労働に従事するもの多数なり．之が取締の徹底を期せんが為には，無許可労働者の発見と同時に退去を命ずるに如かずと雖，日華国交上並退去処分に要する費用の負担至難なる関係上，之を断行し得ざる状況に鑑み，現在に於いては是等の手段を避け，その発見したる場合は，従前の居留地又は雑居地に転居を命じ，或いは労働以外の業務に転化する様懇諭」するとしている．

ただし，その一方で「若し之れ等の警告に応ぜざるものに対しては，旅費其他の費用は本人に負担せしめ，或は本人の知人に之を負担せしむる方針を執り居れる」と，当局の指示に従わない中国人に対しては強制送還処分も辞さないという方針も示しており，当局の方針が変化していることが確認できる．

また，この1925年から1926年にかけての時期は，治安維持法の公布・施行と，それに伴う警察機構の拡充が行われた時期でもあった．その中でもとくに，1926年4月には，外国人を取り締まるために外事警察が拡充された．特高警察機構全体の拡充に先駆けて行われた，この外事警察の拡充によって，内務省では外事警察担当の内務属3人が，地方では警視1人（北海道），警部22人（うち警視庁5人）が増員され，予算も，警察特別施設費は前年度の389,640円から580,190円へと大幅に増額されている（荻野 1988: 163, 173）．

2．強制送還対象者数の推移

全国的にみると，1926年後半から1927年にかけて，強制送還の対象者数は増加しつつあった．表2は，1925年から1927年にかけての南関東4府県と全国における中国人の検挙者数と送還者数を示したものである．これによると，検挙者数については，東京府・全国合計ともに，3年間でそれほど顕著な増加を示してはいない．それにもかかわらず，強制送還者は，東京府・全国合計とも顕著に増加している[9]．

表3　全国における中国人犯罪種類別検挙数と送還者数の推移
Table 3　Number of arrested Chinese and repatriates by crime in Japan

単位：人

	1925年		1926年		1927年	
	検挙者数	送還者数	検挙者数	送還者数	検挙者数	送還者数
賭　博	402	12	411	12	288	8
万引き・窃盗	182	4	232	45	165	36
不正入国	42	44	145	143	259	224
阿片販売・吸引	80	0	66	0	59	9
傷　害	58	2	31	2	72	3
不良行為	68	26	37	24	56	48
詐　欺	33	1	18	0	22	3
恐　喝	3	1	27	0	3	0
横　領	9	1	8	2	11	2
盗品売買	5	1	13	0	5	2
治安警察法違反	0	0	6	0	14	0
騒　擾	0	0	0	0	20	0
その他	70	1	64	7	40	3
合　計	952	93	1,058	235	1,014	338

1927年は10月末現在の数値．送還者数が検挙者数を上回る場合があるのは，前年以前の検挙者を送還したため．
（荻野（1992a）所収の「外事警察事務要覧　昭和二年度」より作成）．

また，送還者数を処分理由別にみると，不正入国者が3年間で最も多く，不良行為，万引き・窃盗，賭博行為などがこれに続いている（表3）．この時期に不正入国が理由で強制送還処分を受けた者が多い理由として，入国審査中や国内に上陸した直後に発見されて送還された者が多く含まれているためであると考えられる[10]．

1926年以前における強制送還処分の具体例をみると，東京府や神奈川県では，若年者が学生と偽って入国した場合や，賭博や万引きなどの犯罪行為を行った場合，身元引受人や雇用者の意図に反する行動をとった場合などの事情がある場合も多くみられた（阿部1999：41-43）．しかし，1926年末頃からは，強制送還処分対象者が拡大し，量的にも処分対象者数が増加し始めている[11]．

翌1927年に，史料から，南関東4府県在住の中国人で強制送還処分を受けた者は，83人確認できた．処分理由としては，万引き・窃盗22人，盗品売買6人，賭博行為5人，騒擾事件首謀者5人などとなっており，とくに万引き・窃盗と，それに関連して盗品売買を名目として処分を受けている者が多かった[12]．

さらに1927年には，従来は比較的軽い違反行為とみなされ，処分を免れることが多かった，不正入国・無許可労働者[13]や賭博行為による検挙者までもが処分の対象となる場合がみられるようになる．また労働者本人だけでなく，労働者を本国から呼び寄せ，就業させていた斡旋業者も処分の対象となるようになった[14]．翌1928年の，送還対象者数は，史料の欠落のため，38人に止まっているが，処分理由別の割合を前年と比較すると，やはり賭博行為（12人）と不正入国・無許可労働者（9人）が，その割合を増加させている．

そして，1929年には送還対象者は219人と1927年に比べて大幅に増加している．主な処分理由の内訳をみると，不正入国・無許可労働者が72人で全送還理由の3分の1を占めるようになっている．他の処分理由をみると，賭博行為によるものが58人，万引き・窃盗28人，阿片の密輸・吸引5人，処分理由不明14人などとなっており，不正入国者・無

表 4　強制送還対象者の職業別人口の推移
Table 4　Number of repatriates by occupation

	1927年	1928年	1929年	1930年	1931年	1933年	合 計
料理職	11	5	51	157	29	4	257
建設・運搬職	10	13	61	30	14	35	163
理髪職	17	4	10	52	9	10	102
製造職	2	2	7	14	10	1	36
行　商	9	3	19	32	7	6	76
料理業	2	1	5	3	3	0	14
理髪業	3	0	2	1	0	0	6
人夫請負・入国斡旋業	2	1	2	0	0	0	5
洋服商	1	0	0	2	1	0	4
雑貨商	0	1	3	1	0	0	5
曲芸・手品師	0	0	29	0	13	0	42
学　生	0	0	4	4	0	1	9
無　職	24	7	11	12	3	3	60
その他	0	1	6	2	2	1	12
不　明	2	0	9	4	5	2	22
合　計	83	38	219	314	96	63	813

東京，神奈川，千葉，埼玉の 4 府県の合計値.
(『外国人送還』より該当個所を集計し作成).

許可労働者，賭博行為による送還者がますます増加していることが注目される.

翌年の 1930 年には，送還中国人数が 314 人に達し，最大になった．処分理由別の内訳をみると，不正入国・無許可労働者 176 人，賭博行為 34 人，万引き・窃盗 34 人などとなっており，不正入国・無許可労働者が送還者の過半数を占めるに至っている.

しかしながら，この年以降の強制送還対象者数の推移をみると，翌 1931 年の対象者数は 96 人，1933 年は 63 人となっており，1930 年を境に対象者数は減少している.

次に送還対象者の職業構成別の推移を概観する(表 4)．1927 年の処分対象者では，無職者が最も多い．また，有職者では，理髪職，料理職，建設・運搬職，行商が多くなっており，ほぼ当時の中国人労働者の職業構成を反映している.

しかし，翌年の 1928 年の処分対象者では，建設・運搬職が最も多くなっており，処分対象者が無許可労働や日本人労働者との競合が問題となっていた，建設・運搬労働者に偏りつつある傾向がみられる．この傾向は，翌 1929 年にもみられたが，それと同時に，それまで比較的処分を免れていた料理職で送還処分を受ける者も増加している.

翌 1930 年になると，建設・運搬職で強制送還処分者数は減少したが，それに代わって料理職や理髪職で処分対象者が急増している．とくに料理職では，処分対象者が 157 人と前年の 3 倍以上に急増しており，同年の全送還者数の半数を占めるようになっている．ただし，1931 年以降は，建設・運搬労働者の占める割合が再び増加する傾向がみられ，1931 年には 96 人のうち 14 人，1933 年には 63 人のうち 35 人となっている.

3．強制送還政策の特色とその変遷

以上のような強制送還対象者数とその処分理由，職業別の推移から，以下の点が指摘できる．まず，政府による中国人労働者の強制送還政策は 1926 年末から 1927 年にかけて厳格化され始め，1930 年には送還対象者数が最大になり，それ以降は減少に転じている.

この1930年には，昭和恐慌の影響のため，日本政府が斡旋した船舶によって，多数の中国人建設・運搬労働者が帰国している．強制送還対象者数が1931年以降減少に転じるのは，大量帰国の実現により，強制送還の対象となる中国人数が減少したことによると推測される．

中国人労働者の取締りをめぐる問題については，日本政府の内部で，中国政府や中国世論に対する配慮から穏健な取締りを求める外務省[15]と治安維持のために厳格な取締りを求める内務省・警察庁の間で，意見の対立が存在しており（山脇1994：128-129, 158-159），このような対立は，1930年の時期に至っても解消されていなかった．

たとえば，1930年6月2日には，警視庁の外事課長が外務省を訪れ，「警視庁としては目下の如きは支那労働者送還の好機会なる故出来得れば此際何等かの方法にて多数失業労働者を送還したき意向」と，失業者の急増に乗じて，大量の中国人労働者を送還したいという警視庁の立場を伝えている（『外国人送還（労働者関係）』所収の1930年6月付「失業支那労働者送還に関する件」）．これに対して，外務省の谷アジア局第一課長は「支那労働者送還は最近頓に物議を醸せる折柄にもあり斯る大規模の送還に付ては厳重注意の要あり」と，大量の送還は時期尚早で，中国側から送還の申し出がなされるまで待つべきであるという立場を示しており，両者の議論は物別れに終わっている（前掲「失業支那労働者送還に関する件」）[16]．

このような折り，6月3日，中国代理公使が外務省を訪れ「失業中の中国人労働者のうち300人が帰国の意志を表明している．彼らの帰国のための船賃は郵船会社の割引運賃（4割引）で1人あたり15円，300人で4,500円であるが，その費用は現在調達中である．そのため，先に帰国を行い，船賃の支払いは，費用の調達が済むまで待って欲しい」という旨の要望を行っている（前掲「失業支那労働者送還に関する件」）．このような中国政府側からの要請によって，従来，中国人労働者の送還に慎重な姿勢を示していた外務省を含めて，日本政府の各機関の間で，一定の意思統一がなされたことが指摘できる．

一方，送還者の職業構成別推移からは，強制送還の基準が年々厳格化されていったことがうかがえる．たとえば，1927年の時点では，全送還者のうち無職者が24人を占め最も多かった．また，住所不定者で送還された者の人数も，絶対数では1927年が10人で5年間で最も多かった．これに対して1929年以降は，住所不定者が送還される比率は低下している．つまり，1927年における強制送還対象者では，無職者や住所不定者が占める割合が相対的に高かったが，1928年以降，その割合は低下し，有職者や定住者といったものに，その対象がシフトしていったことが指摘できる．

また，1929年から1930年にかけては，全送還者に占める建設・運搬労働者が占める割合が減少し，強制送還の対象が，料理職や理髪職に移っている．元来，これらの職種は，単純労働者と技術職的労働者の境界線上の職種とされており，日本人労働者と競合したり，排斥の対象となることもあまりみられなかった．この時期における，料理職や理髪職での送還者数の増加は，強制送還の対象が，これらの半技術職的な職種にまで拡大されていったことを示している．

その一方で，犯罪行為により強制送還処分が検討されながら，送還を猶予あるいは見送られた事例も，わずかながらみられた．たとえば，1930年に阿片吸引のため検挙された呉服行商の場合，同時に検挙された他の2名の中国人が送還処分となったのに対して，同一住居に20年間居住し，内縁の日本人妻との間に3子があったため，送還を見送られている（『外国人送還』所収の1930年11月15日付「外秘第4021号」）．また，1922年に来日した靴職人の場合，1932年，不正入国者として国外退去を命じら

れていたが，日本人女性と結婚し2子を儲けていたため，2年間の処分延期を許可され，当時は日本統治下にあった大連に就業先が決まった後，退去している（『外国人送還』所収の1934年9月3日付「○機高支第14794号」）．これらの事例では，日本人女性と結婚し，子供を儲けていた点が考慮されており，日本人との婚姻・血縁関係の有無が，日本で居住・従業を認められる上での重要な条件になっていたといえる．

V　中国人労働者の大量帰国と集住地区の衰退

東京府において，南葛飾郡や北豊島郡などの隅田川・荒川流域に中国人建設・運搬労働者の集住地区が形成され始めたのは1920年代に入ってからである．これらの集住地区が形成された要因として次の点が挙げられる．

まず，経済的な要因として，当時，これらの地域では工場の集積が進行しつつあり，石炭などの資源の積み下ろし・運搬のための労働力需要が生まれていた．また，この時期，全国的に進行していたインフラ整備事業に従事するために，中国人建設・運搬労働者は，事業への斡旋業者が多く存在する，これらの地域に居住する必要があった．さらに，中国人集住地区が形成された政策的な要因として，東京府では1922年8月の中国人代表者と警視総監との会談によって，帰国のための旅費を得るまでの間，一時的に労働を許可するという約束を取り付けたため，他府県からの建設・運搬労働者の転入者が増加したことも挙げられる（阿部1999：32-34）[17]．これらの要因によって，隅田川・荒川流域では，中国人労働者の集住地区が形成されていった．

この時期以後，東京府における建設・運搬労働者の人口は，1923年の関東大震災の影響を受け，いったん大幅に減少したが，その後増加に転じ，1928年12月には1,246人，1930年4月末では1,341人に上っている（前掲「外秘第1821号」）．この数値を他府県と比較できるデータをみつけることはできなかったが，上述の東京府の中国人労働者集住地区は，東日本各県への出稼ぎ者を多く送り出していたことから（阿部1999：34），中国人労働者の集住地区としては，東日本有数のものであったことが推測される．

このような中国人労働者の急増に対して，政府・警察当局はどのようにして歯止めをかけようとしていたのであろうか．1920年代前半の政府の中国人労働者の取締政策では，概して，中国人労働者が新たに入国してくるのを水際で食い止めることに力点が置かれていた[18]．しかしながら，中国人に対する厳格な入国管理にもかかわらず，1930年までは，在日中国人人口は増加している（図2参照）．そのため，政府はすでに入国している中国人労働者の強制送還政策を強化するようになる．

ここで，1927年から1933年にかけての送還処分対象者の居住地別人口の推移を概観する．表5は，1927年から1931年にかけての送還対象者の居住地を示したものである．1929年以降，送還者に関する記録が簡略化される傾向があったため，居住地不明という事例が多くなっているが，中国人労働者の居住パターンを反映して，東京市内では京橋区，下谷区，浅草区，本所区，深川区が，東京市周辺部では北豊島郡，荏原郡，南葛飾郡から多くの送還者を出していることがわかる．

しかしながら，労働市場の条件と政府の外国人政策が中国人労働者の居住パターンに大きな変化を与えるようになったのは，1930年に入ってからであったと考えられる．この年になると，強制送還対象者が急増したことに加えて，失業などのために帰国を希望する中国人労働者が中国領事館に赴き，救済を願い出る事態が相次ぐようになった．

たとえば，1930年3月28日，深川区で起きた火災によって罹災した，同区海邊町居住の浙江省出身中国人52人（労働者50人，飲食店営業者2人）の

表5　居住地別にみた東京市とその周辺からの強制送還者数の推移
Table 5　Number of repatriates by place of residence

単位：人

	1927年	1928年	1929年	1930年	1931年	1933年	合 計
東京市計	39	20	52	34	9	1	155
麹町区	2	0	1	1	1	0	5
神田区	1	0	3	3	1	0	8
日本橋区	0	0	5	3	0	0	8
京橋区	6	10	11	3	1	0	31
芝　区	1	0	1	2	0	1	5
麻布区	1	1	2	0	0	0	4
赤坂区	0	0	0	10	0	0	10
四谷区	0	0	2	1	0	0	3
牛込区	3	1	1	1	0	0	6
小石川区	0	1	0	0	0	0	1
本郷区	2	1	0	2	0	0	5
下谷区	4	0	4	3	4	0	15
浅草区	4	2	5	2	0	0	13
本所区	8	1	5	0	1	0	15
深川区	7	3	12	3	1	0	26
荏原郡	13	2	18	4	0	0	37
豊多摩郡	3	1	3	0	0	0	7
北豊島郡	7	4	19	1	1	1	33
南足立郡	1	0	0	0	0	0	1
南葛飾郡	5	2	9	1	0	0	17
西多摩郡	0	1	0	0	0	0	1
東京府計	68	30	183	289	90	50	710
横浜市	3	3	22	12	0	9	49
川崎市	1	0	0	0	0	0	1
神奈川県郡部	0	0	2	2	0	0	4
神奈川県計	4	3	28	22	4	12	73
埼玉県計	1	0	0	1	1	0	3
千葉県計	0	0	0	2	0	0	2
不　定	10	5	8	0	1	1	25
合　計	83	38	219	314	96	63	813

居住町村不明分があるため各欄の合計は一致しない．
（『外国人送還』により該当個所を集計し作成）．

場合「火災による損害見積価格が830円に及んだ上，52人のうち44人が不景気のため就職口を失っており衣食に窮していた」ため，領事館を通じて本国政府から旅費の支給を受け，同年5月21日に帰国している（『外国人送還』所収の1930年5月21日付「外秘第1665号」）．

また，同年5月31日には，府下大島町で石細工・雨傘などの行商から建設労働者に転業した浙江省出身の中国人労働者43人が「最近失業続きのため生活に窮し帰国せんとするも旅費を調達すること能わずやむなく総領事館の保護を受けんとして……領事館に至り……救済を求め」ている．これに対して総領事館はとりあえず1人あたり25銭を給付した上で，中国公使と協議の上で「京浜在留有志より寄付金を募り之等労働者を漸次帰国」させようという方針を決めた（『外国人送還（労働者関係）』所収の1930年6月付「外秘収第4326号」）．

さらに同年6月には，Ⅳの3で述べたように，恐

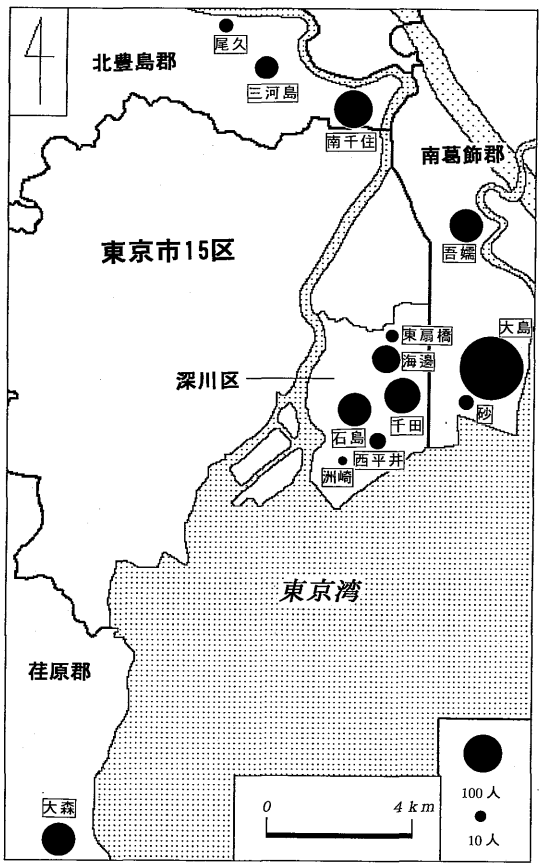

図3　中国人帰国者の居住地区（1930年）
帰国者5人以上の町村を表示.
（『外国人送還』より該当個所を集計し作成）.
Fig. 3　Residential patterns of Chinese returned to their country, 1930

慌による失業者の急増のため，中国側から日本政府に対して，労働者の送還に協力するよう要請がなされた．そのため，1930年6月から12月にかけて，日本政府側が斡旋した船舶によって，合計765人に及ぶ中国人労働者の大量帰国が実施された．図3は，帰国者の帰国前の日本での居住地を示している．帰国前の居住地では，南葛飾郡大島町が最も多く226人，続いて北豊島郡南千住町102人，深川区千田町85人，南葛飾郡吾嬬町70人，荏原郡大森町70人，深川区石島町67人，北豊島郡三河島町36人などとなっている．区・郡別にみると，南葛飾郡から315人，深川区から198人，北豊島郡から152人，荏原郡から70人，京橋区から3人，本所区から1人が帰国しているが，1924年から1926年にかけての東京府における中国人人口が，東京市15区とそれに隣接する荏原，豊多摩，北豊島，南葛飾の4郡に，ほぼまんべんなく分布していたのに比べると（阿部1999：30），帰国者の居住地が，建設・運搬労働者が多く居住している地区に，きわめて偏って分布していることがわかる[19]．

これらの地区は，空間的にみると東京市の東側にある地区や，1932年以降東京市に編入された新市域で旧市域に隣接する地区であった．これらは，1920年代以降，工場立地の変化に伴い，新たに形成された労働者街であり，中国人労働者だけでなく日本人の日雇的労働者や朝鮮人労働者も多く居住していた（西成田1997：66-67）．中国人建設・運搬労働者は，これらの地区で，労働者の元締的な親方が用意した借家に一部屋に10数人単位で雑居していた（『支那労働者入国取締関係一件，第1巻』所収の1923年1月付「東京市付近支那労働者調」）．

これらの都市下層民の居住地区は，東京の市街地が大正中期から急速に拡がっていく中で，旧市域の外側に拡散する傾向にあった．この傾向は，とくに関東大震災後に顕著になる．明治末期には下谷区や浅草区にみられた都市下層民の集住地区は，多くは震災によって消失し，これらの都市下層民居住地区は旧市域では深川区を中核として本所区，浅草区，京橋区月島地域などに，新市域では，荒川区，向島区，城東区といった地区に拡散していた（中川1985：264-271）．帰国した中国人労働者の居住地区も，おおむね，これらの都市下層民居住地区と一致する傾向がみられた．これらの地区からの中国人労働者の大量帰国は，昭和恐慌期の都市下層民を襲った日雇的雇用の激減という現象を反映したものであると考えられるが，それと同時にVIで述べる理由から，政策的要因も大きな役割を果たしていたと考えられる．

最後に，1930年の大量帰国以降の在日中国人人

口の推移を概観する．1931年には，満州事変の勃発により，中国人労働者・行商人などで帰国を希望する者が相次ぎ，同年12月，中国政府の便宜で横浜・神戸両港から1,184人（うち東京府在住が467人）が帰国している（荻野（1992b：106-107）所収の「昭和六年中に於ける外事警察概要」）．全国的な統計からも，1930年から1931年にかけて，在日中国人人口は激減していることがわかる（図2参照）．その後の在日中国人人口は，満州事変後の軍需景気が起こった1935〜1936年にかけて，ある程度は回復しているものの，中国人の職業構成には大きな変化がみられる．1936年の東京府における中国人6,816人の主な職業をみると，学生が3,298人と半数近くを占めている．有職者では，料理飲食業経営者211人，理髪業経営者96人，仕立業経営者79人，行商247人，料理職700人，理髪職151人，仕立職73人，銀行・会社・店員86人であるのに対して，「その他職人・労働者」は235人と少なくなっており，金融恐慌や昭和恐慌の時期を経て，中国人の職業構成が変化していることが推測できる（外交史料館所蔵の『在本邦外国人に関する統計調査関係雑件，第2巻』）．

VI 結　論

以上，昭和初期における中国人労働者の都市労働市場からの排除と彼らの集住地区の衰退過程を①政府による出入国管理政策と強制送還処分の厳格化，②不況による労働力需要の縮小，③日本人労働者による中国人労働者への差別と排斥運動，という3点に着目しながら検討してきた．

これらの三つの要因の関係性を検討する際，まず第1に，三つの要因による影響が現れた時期に，時間差が生じていることは注目すべき点であろう．①に関していえば，中国人労働者に対する強制送還処分の厳格化は，1926年末から1927年にかけて始まり，1928年には早くも処分の主対象が建設・運搬労働者に偏りつつあったのに対して，②に関しては，昭和恐慌の発生に伴って日本の都市労働市場が縮小し，中国人労働者の失業問題が深刻化したのは1929年後半から1930年にかけてであった．そして③に関しても，日本人労働者による排斥運動が，活発化する兆しをみせ始めた時期は1930年であった．つまり，時期的にみると①の要因は②，③の要因よりも，かなり早い時期から現れていた．

また，②と③に関しては，東京の都市下層民や東京全体の労働市場において昭和恐慌の影響が最も深刻になった時期や，労働争議の発生件数が最高になった時期が1931年以降であることを考えると，結果としてみると，②と③の問題がさらに深刻化する以前に，中国人労働者の大量帰国が実現し，この問題がさらに深刻化する可能性が防止されたことが指摘できる．

もちろん，この点に関しては，1930年の時点ですでに中国人労働者の失業問題がのっぴきならない状況であった点や，中国人労働者送還の直接のきっかけとして，中国政府側からの申し出があり，それによって，中国人送還に消極的であった外務省が送還に同意したという点には留意する必要があるであろう．

しかしながら，その一方で前者に関しては，中国人労働者の失業問題自体が，政府による就業規制によって引き起こされたという側面が多分にあることも考慮しなければならない．また後者に関しては，中国人労働者を直接的に取り締まる警察機構を傘下に持つ，内務省・警視庁側が，かねてから中国人労働者の送還を強く求めていた点も重視するべきであろう．なぜなら，戦前期の警察機構は，司法警察としてだけでなく，「犯罪予防」の名目で，行政警察としての側面も持っていたため，政策決定にも大きな主導権を有していた（荻野1988）．そして，実際に1890年代後半の内地雑居論争以来，外務省の反対を受けながらも，結果的には内務省の意向通りに，

外国人取締政策の厳格化は推し進められていったという経緯があるからである（山脇 1994）.

さらに，②および③の要因は，中国人労働者と同様のエスニック集団であった朝鮮人労働者においてもみられた現象であった点と，それにもかかわらず，朝鮮人労働者が第二次世界大戦以前の日本の労働市場において，重要な位置を占めていた点にも注目する必要がある.

昭和恐慌期には，朝鮮人労働者の場合にも，土木建築業（日雇労働）における雇用の激減によって，失業問題が深刻化していた．また，日雇的職種の激減は，公共土木事業における就労をめぐる日本人失業者との激しい競争を引き起こし，それによって日本人労働者の中には，朝鮮人労働者に対する敵意に満ちた差別意識が生まれていた（西成田 1997：116-119）．しかしながら，在日朝鮮人が昭和恐慌の時期を経て，1930 年代には，その職業分野を工業・商業の両分野に拡大していったのに対して，在日中国人の職業構成は，料理業や理髪業などの経営者と従業者，行商といった業種・職種に限られていた.

朝鮮人労働者と中国人労働者において，このような差異がみられた要因として，両者および日本人労働者の 3 者間の経済的な競合関係の結果として，中国人労働者が競争に敗れたためであるとは考えにくい．少なくとも現時点では，中国人労働者が経済的な競合に敗れた要因を論理的に導き出せる根拠も史料も見出すことは困難であるからである.

むしろ，中国人労働者が工業分野に進出できなかった主要な要因は，1920 年代前半期以降の政府による入国規制や就業規制と，1920 年代後半期以降の強制送還政策によるものであると考えた方が史料的にみて説得力があるであろう．これは朝鮮人労働者の場合，彼らに対する政府の「内地」渡航管理が比較的緩やかであった点や，政府の主導・支援で結成された融和団体によって，まがりなりにも公的に就業の支援を受けることができた点（西成田 1997：176-177）と比較しても明らかであろう.

以上の点を考えると，現時点での結論として次の点を指摘できるであろう．中国人労働者の集住地区の衰退を考える上で，昭和恐慌による中国人労働者の失業問題と日本人労働者による中国人労働者排斥運動の存在は無視できない重要な要因であるといえる．しかしながら，中国人労働者の集住地区の衰退を推し進めた要因としては，上記の二つの要因がさらに顕在化することへの過剰な懸念と，実際に顕在化しつつあった二つの要因に対する「迅速」な対応として推し進められた政策的な要因がより重要なものであった.

もちろん，本稿で行った考察には，いまだ不十分な点も多い．そのため，近代日本における中国人労働者集住地区の衰退要因や，中国人労働者と朝鮮人労働者の間での就業構造や集住形態の差異，あるいは朝鮮人労働者に対する政策の「寛大さ」がどの程度実態を伴ったものであったのかという点については，各地の事例を踏まえながら，より緻密な検討を行っていく必要がある．さらに，考察の内容も小熊（1998）のように，近代日本の「日本人観」にまで踏み込んだ上での考察が必要になるであろう.

本稿では，中国人労働者に対する強制送還政策の厳格化と彼らの労働市場からの排除，その集住地区の衰退過程を明らかにすることによって，従来の都市地理学が提示してきた，日本の都市が相対的に有している民族的な均質性という特徴が，きわめて政策的につくり出されてきたものであることを示そうとしてきた．このような試みは，従来の分布論的なエスニック集団の研究に対して，近代日本の都市形成過程において，政府がエスニック集団を排除あるいは受け入れる過程を検討するという，新しい研究の一例を提示し得るものであると考える.

たとえば，本稿では東京の中国人労働者を中心に検討してきたが，日本の都市におけるエスニック集団の集住地区の衰退を考える上では，朝鮮人集住地

区とのさらなる比較が必要になる．そして，日本政府が，中国人労働者と朝鮮人労働者に対して異なる政策を執った結果，朝鮮人労働者が昭和恐慌以後，工業・商業の分野へ進出していった過程や，その集住形態への影響といった点については，今後の都市地理学において，重要な研究対象となり得るであろう．また，朝鮮人労働者の場合にも，第二次世界大戦後は日本国籍を剝奪されたことを契機に，労働市場からの排除という現象が起こっている（西成田 1997: 348）．このような朝鮮人労働者の労働市場からの排除の過程とそのメカニズム，さらには，その集住形態への影響についても研究することが可能である．

さらに，近代期における被差別部落民や在日朝鮮人を含む都市下層民に関する研究成果をみると（中川 1985; 杉原・玉井 1996），大まかにいって，大阪をはじめとする西日本の諸都市では，都市下層民の集住地区が根強く残存していったのに対して，東京では，1920 年代以降，都市下層民地区は拡散していく傾向があった．この要因として，中川（1985: 146-151）は，関東大震災の影響によって都市下層民地区の多くが消失・拡散したことを挙げているが，その一方で，このような拡散は，第一次世界大戦期から徐々に進行していたことも指摘している．この点を考えると，都市下層社会を内包しながら発達していった西日本諸都市の底辺労働市場と東京のそれとの間には，性質の上で大きな差異があったことが推測される．このようなエスニック集団や都市下層民の集住形態についての都市間での差異やその要因についても，今後研究していく必要があるであろう．

本稿の骨子は，名古屋歴史科学研究会 1999 年 3 月例会で発表した．本研究を進めるに際して，外務省外交史料館所蔵の貴重な史料を利用させていただいた．また，名古屋大学地理学教室の諸先生方・院生諸氏をはじめとする多くの方々から御教示を賜った．とくに名古屋大学大学院生のベレナス・ダグラス氏と現オハイオ大学大学院生の西田知子さんには英文要旨を校閲していただいた．この場を借りて深くお礼申し上げる．

（投稿　1999 年 6 月 28 日）
（受理　2000 年 5 月 13 日）

注

1）インナーシティ研究との関連では，成田（1995）によって優れた考察がなされている．

2）商人集団としての中国人の集住地区を扱ったものとしては，山下（1979, 1991）や阿部（1997）がある．なお広義の中国人労働者には，台湾出身者も含まれる．しかしながら，台湾出身者の人口は 1930 年代に入るまで少なく，しかもその多くは留学生であった（山脇 1994: 11）．また，本研究で用いた史料にも台湾出身者は，まったく取り上げられていない．そのため，本稿では台湾出身者は検討の対象から除外する．

3）重複分については，できる限り除外する作業を行った．

4）密入国者がブローカーに支払った手数料は，1927 年 1 月～1928 年 6 月にかけて入国した石炭荷揚労働者 4 人の場合，18～55 円（『外国人送還』所収の 1929 年 5 月 16 日付「外秘第 1488 号」），1924 年 2～3 月にかけて入国した石炭荷揚労働者 3 人の場合，20～25 円であり（『外国人送還』所収の 1929 年 3 月 5 日付「外秘第 679 号」），おおよそ日本での賃金の半月から 1 カ月分に相当する金額であった．

5）昭和恐慌が本格化する以前の 1927～1928 年では，景気の悪化による失業者の増大は，それほど顕著ではなかった．1927 年に強制送還処分を受けた中国人のうち，無職であった者は 24 人であるが，このうち 7 人は，懲役刑を受けて出所した直後の者であった．他の対象者で，無職である理由が記されているものは 3 例しかないが，そのうち 2 例は，僑日共済会（中国人労働者の支援団体）での活動に没頭していた（『外国人送還』所収の 1927 年 8 月 17 日付「外秘第 2006 号」），不正入国を行い潜伏中であった（同 1927 年 12 月 22 日付「外秘第 3168 号」）という理由であり，不況による失業のためであるとされていた事例は 1 例（同 1927 年 9 月 20 日付「外秘第 2326 号」）のみである．

6）この事例は，中国人労働者と日本人労働者の「共闘」がみられた興味深い事例である．日本人労働者の中国人労働者に対する差別意識が，どの程度，普遍的なものであったのかという点については，当時の「中国人観」と絡む重要な問題であり，今後の課題となるであろう．

7）たとえば，前述の「外秘第 1821 号」によると北豊島郡三河島町で中国人 44 人が動物質原料取扱業に従事している．また，『外国人送還（労働者関係）』所収の 1930 年 9 月 30 日付「外秘第 3400 号」によると，南葛飾郡吾嬬町では中国人 114 人が皮革製造職に従事していたが，先頃失業し，そのうち旅費の蓄えがある 28 人が帰国す

る予定であるとされている.

8）この法令の最も重要な個所である第1条の条文は次のようなものであった.「外国人は条約若くは慣行に依り居住の自由を有せざる者と雖，従前の居留地及び雑居地以外に於て，居住，移転，営業其他の行為をなすことを得．但し労働者は，特に行政官庁の許可を受くるに非ざれば，従前の居留地及雑居地以外に於て，居住し，又は其業務を行うことを得ず．（以下略）」（許 1990a：568-572）.

9）道府県別にみると，福岡県が全国で最多となっており，検挙者数に占める送還者数の割合もきわめて高かった．これは同県が，中国人の入国地および入国経由地の一つであった門司港を抱えていたことによると考えられる.

10）たとえば，1926年12月12日には，英国汽船に乗って神戸市内に密入国した直後に発見された中国人5人が即時に強制送還されている（『外国人関係警察取締及処分雑件支那国人ノ部，第4巻』所収の1926年12月15日付「兵外発秘第3681号」）．史料からは，このほかにも入国禁止処分を受け，そのまま本国に送還された事例を多数確認することができる.

11）1926年の東京・神奈川両府県における送還者数を月別に集計すると，5月に2名，9月に1名，10月に3名，11月に3名，12月に11名となっており，ほとんどが10月以降，とりわけ12月に送還されている．これらの数値は，阿部（1999：44）のデータに，新たに入手できた『外国人関係警察取締及処分雑件支那国人ノ部』の情報を加えて集計した.

12）史料によると，この時期，大規模な万引きグループの摘発が進んでいた（『外国人送還』所収の1927年7月13日付「外秘第1649号」）.

13）「不正入国」といっても，その内容は，入国時に申請した業種と違う業種に従事したというものが多く，実際には無許可労働従事者に近い事例が多かった．そのため，本稿では両者を一括して「不正入国・無許可労働者」として取り扱った.

14）たとえば，深川区東扇橋町に居住していた斡旋業者の場合，「僑日共済会と中国国民党の東京支部執行委員として同国人に相当の勢力が」あり，「表面上は南葛飾郡大島町で理髪業を営業しているが，実は中国人労働者のブローカーをし，旅費を本国に送付して労働者を不正入国，無許可労働させており，当局の警告にも応じず，労働者をかくまっていたため」送還処分になっている（『外国人送還』所収の1927年8月22日付「外秘第2050号」）.

15）外務省の基本的な立場は，中国政府や中国世論への配慮のほかに，アメリカ合衆国における日系人移民排斥運動に反対している以上，中国人労働者の日本への移民に表だって反対することはできないというものであり（山脇 1994：128-129），この時期の中国人労働者の送還に対する消極的な態度も，この立場を反映したものであると考えられる.

16）また，1930年1月22日には，中国政府から日本政府に対して「強制送還処分にする中国人を，帰国させる前に領事館に連れていくように」という要請が出された（『外国人送還』所収の1930年1月22日付「非送還支那人帰国護照取得方に関する件」）．この要望に対しても，外務省は一定の理解を示したが（『外国人送還』所収の1930年3月3日付「亜一機密」），内務省は，中国人が自発的に公使館に赴くのを妨げることはないが，帰国する中国人を官憲が公使館に連れていくことはしないと拒否している（『外国人送還』所収の1930年5月9日付「内務省外警第38号」）.

17）この時期，東京府において一時的に就業が許可された背景として，僑日共済会などの活動に負うところが大きかったと考えられる（仁木 1993）．しかし，Ⅳの1でみたように，帰国のための旅費を得るまでは労働を許可するという東京府の方針は，内務省の指示の範囲内での譲歩であったともいえる.

18）全国で，1923年以降に渡来した中国人で入国禁止処分を受けた人数の推移をみると，1923年から1929年にかけて761人，1,257人，607人，755人，1,037人，867人，774人（ただし1929年は10月末までの数値である）となっている（荻野（1992a：353,507）に所収の「外事警察事務要覧　昭和二年度」および「外事警察関係」）.

19）また，東京府以外では，川崎市から15人，横浜市から10人，居住地不明者が1人いるが，伝統的な中国人商人の集住地区を抱えていた横浜市からの帰国者が川崎市を下回っており，神奈川県においても建設・運搬労働者を中心とした帰国であったことが推測できる.

文　献

阿部康久 1997．長崎における在日中国人の就業状況の変化と居住地移動．人文地理 49：395-411.

阿部康久 1999．1920年代の東京における中国人労働者の就業構造と居住分化．人文地理 51：23-48.

上野健一 1982．都市の居住地域構造研究の発展――因子生態学研究と都市地理学研究との関連を中心として．地理学評論 55：715-734.

内田直作 1949．『日本華僑社会の研究』同文館.

荻野富士夫 1988．『特高警察体制史――社会運動抑圧取締の構造と実態』せきた書房（増補版）.

荻野富士夫編・解題 1992a．『特高警察関係資料集成第15巻』不二出版.

荻野富士夫編・解題 1992b．『特高警察関係資料集成第16

巻』不二出版.
小熊英二 1998.『〈日本人〉の境界――沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮　植民地支配から復帰運動まで』新曜社.
茅原圭子・森栗茂一 1989. 福清華僑の日本での呉服行商について. 大阪教育大学地理学報 27: 17-44.
許　淑真 1989. 日本における福州幇の消長. 摂南学術 Ser. B. 7: 59-77.
許　淑真 1990a. 日本における労働移民禁止法の成立――勅令第三五二号をめぐって. 布目潮渢博士古稀記念論集刊行会編集委員会編『東アジアの法と社会』553-580. 汲古書院.
許　淑真 1990b. 労働移民禁止法の施行をめぐって. 神戸大学社会学会社会学雑誌 7:102-119.
小島晋治・丸山松幸 1986.『中国近現代史』岩波書店.
斯波義信 1983. 在日華僑と文化摩擦――函館の事例を中心に. 山田信夫編『日本華僑と文化摩擦』37-118. 巌南堂書店.
曺　賢美 1995. 在日韓国人高齢者の就業状況――東京都大田区の場合. 経済地理学年報 41: 57-71.
杉原　薫・玉井金五編 1996.『大正・大阪・スラム』新評論（初版 1986).
関　満博 1997.『上海の産業発展と日本企業』新評論.
高橋　強・市川信愛 1988. 両大戦間の日本華僑の動向. 長崎華僑研究会編『続・長崎華僑史稿（史・資料編)』22-36. 長崎華僑研究会.
富山一郎 1990.『近代日本社会と沖縄人』日本経済評論社.
中川　清 1985.『日本の都市下層』勁草書房.
中村隆英・尾高煌之助編 1989.『日本経済史 6 二重構造』岩波書店.
中村政則 1982.『昭和の恐慌』小学館.
成田孝三 1995. 世界都市におけるエスニックマイノリティへの視点――東京・大阪の「在日」をめぐって. 経済地理学年報 41: 308-329.
仁木ふみ子 1993.『震災下の中国人虐殺』青木書店.
西成田　豊 1997.『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』東京大学出版会.
ノックス, P. 著, 小長谷一之訳 1993.『都市社会地理学(上)』地人書房. Knox, P. 1987. *Urban social geography: an introduction,* 2nd ed. New York: Longman Scientific & Technical.
山下清海 1979. 横浜中華街在留中国人の生活様式. 人文地理 31: 321-348.
山下清海 1991. 横浜中華街と華僑社会――開港から第二次世界大戦まで. 山本正三編『首都圏の空間構造』211-220. 二宮書店.
山脇啓造 1994.『近代日本と外国人労働者――1890 年代後半と 1920 年代前半における中国人・朝鮮人労働者問題』明石書店.
Avila-Tapies, R. 1995. 在日外国人と日本人の人口移動パターンの比較分析. 人文地理 47: 174-188.

Geographical Review of Japan **73A**–9 694–714 2000

The Exclusion of Chinese Workers and the Decline of Their Residential Segregation during the Early Showa Era in and around Tokyo

Yasuhisa ABE (Graduate Student, University of Nagoya)

The purpose of this article is to clarify the process by which Chinese workers were excluded from the urban labor market and how Chinese residential segregation declined during the early Showa era in and around Tokyo, due to the government policies on foreigners, conditions of the urban labor market, and boycott movements against them. The data used in the analysis were gathered from the diplomatic record office of the Japanese Ministry of Foreign Affairs. The results of the study can be summarized as follows.

The occupational structure of Chinese workers who had immigrated to Tokyo during the first half of the 1920s underwent a drastic change because of the outbreak of the Showa Crisis. At this time, the wage levels of Chinese workers employed in the construction and labor sectors fell, and some began working in various other fields such as the leather industry. After 1930, Japanese workers started boycott movements against them, and nearly half lost their jobs. Therefore, in late 1930, many unemployed Chinese had requested to return to their country and many did so with the assistance of the Japanese government.

During the late 1920s, the Japanese government's deportation policies toward Chinese was also becoming stricter. In the early 1920s, the government had already adopted a policy of refusing new Chinese workers entry into the country and implementing employment controls on workers employed in the construction, labor, and manufacturing sectors. Beginning in 1926, the number of deportations increased rapidly, but the major targets of deportation were "criminals," such as thieves. However, beginning in 1929, the major targets of deportation escalated to include illegal gamblers, illegal immigrants, and illegal workers, and in 1930, the number of repatriates reached its zenith. Furthermore, in 1927 the targets of deportation tended to concentrate on jobless Chinese, but beginning in 1928, they tended to concentrate on workers employed in the construction and labor sectors, who competed with Japanese workers in the labor market.

The decline of Chinese residential segregation was first caused by these government policies. Those policies excluded Chinese workers who had settled in the Sumida and Arakawa districts from the urban labor market and deprived them of job opportunities. As a result, Chinese workers were obliged to return, and Chinese residential segregation in Tokyo which began in the early 1920s disappeared.

Key words: Chinese workers, Showa Crisis, deportation, diplomatic record office, Tokyo